

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割りに地方の意見を尊重することを強く求める
意見書

本年4月19日、衆議院議員選挙区画定審議会（以下、区割り審）から、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の「区割り改定案」が内閣総理大臣に勧告された。

今回の改定案では、かねてから最高裁判決で違憲と指摘されていた一票の較差が2倍以内へと是正されることになるが、一方では、平成32年に行われる大規模国勢調査により、更なる区割りの見直しを行う可能性も残され、今回の見直しは暫定的な措置となっている。

しかし、区割り審では「市区町村を分割しない」という原則を掲げながらも、今回の見直しにおいては、多くの市区町が分割されるという矛盾も生じている。

本市議会としては、一票の較差是正は必要であると考えますが、本市の一部について地域事情を考慮せず、一方的かつ原則を無視して分割したことは、誠に遺憾であり断固として受け入れがたいものである。

座間市の市域面積は約17.57平方キロメートルと狭く、人口約13万人の小さな自治体である。市域内で選挙区が分断されるようなことになれば、地域コミュニティを崩壊させ、ひいては市民の混乱を招き、市政に大きな支障を及ぼすことは明白である。

よって、市の区域の分割を含む衆議院小選挙区の区割り改定が国会において審議される際には、当該自治体である地方の意見を最大限尊重することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月2日

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 殿
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

座間市議会議長 京 免 康 彦